

小笠原（父島二見港周辺）景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書
（土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立て等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 土地利用	
	事業地内に歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を残し、これらを生かした計画とする。 記載欄
	周辺のオープンスペースや緑との連続性を図る。 記載欄
	不整形な残地は、緑地などとして活用する。 記載欄
(2) 造成等	
	山の斜面や稜線等での造成は避け、やむを得ず行う場合は法面緑化などを行い、修景に努める。 記載欄
	大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁の法面が生じないようにする。 記載欄
	擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感の軽減を図る。 記載欄
(3) 緑化	
	緑や花を増やし、潤いや温かみのある街並みを創出する。 記載欄
	周辺の街路樹や隣地の樹木との関係を重視し、まとまりある緑地空間を創出する。 記載欄
	屋外空間は砂利やアスファルト舗装とせず、できる限り芝生や緑化ブロック等により緑化する。 記載欄

	外部空間を囲う場合は、閉鎖的なブロック塀などは使わずに、樹木などによって囲うこと。 記載欄
	既存の緑をできる限り保全する。 記載欄
	二見港や沿道、山からの眺望に配慮し、緑化により、できる限り原状に戻す措置を行い、周囲の緑と一体となる計画とする。 記載欄
	緑化にあたっては、周辺の植生と調和した樹種等により緑化を行う。 記載欄
	植物の選定にあたっては、別表1の推奨樹種リストを活用し、小笠原らしさを創出する。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--